

下水道

平成26年度・合併浄化槽設置補助制度について

台所・風呂・洗濯などの生活排水や、し尿を併せて処理する合併浄化槽設置に伴う補助金を受けることができます。

■申請期間受付期間(平成26年度分)

平成26年10月31日(金)

■補助金額(限度額)

5人槽……………43万2千円

7人槽……………53万8千円

8人槽以上……………71万2千円

※人槽は、設置する家屋の延床面積により算定しますので、居住する家族人員とは関係ありません。

■補助金受給要件

○有田川町に住民登録をしている方、または設置後町内に住民登録される方。

○浄化槽設置届出書が受理されていること。

○各町税を完納されている方。

○主に住居の用に供する建物であること。

○平成27年3月31日までに設置完了すること。

○詳細は、有田川町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱による。

※公共下水道認可区域及び、農業集落排水区域にある土地への設置の場合、補助金制度をご利用いただけませんのでご注意ください。なお、対象・対象外などの詳しい事についてはお問い合わせ下さい。

お問い合わせ／下水道課・清水行政局建設環境室

浄化槽の維持管理について

■保守点検(浄化槽法第10条)

浄化槽は毎年所定の回数、保守点検をしなければなりません。保守点検は、県知事に登録した保守点検業者に委託して行ってください。

■清掃(浄化槽法第10条)

浄化槽は、毎年1回以上の清掃を行わなければなりません。浄化槽の清掃は、町の許可を持つ清掃業者に委託して行ってください。

■法定検査(浄化槽法第7条第11条)

浄化槽は使用開始後6〜8ヶ月間に1回、その後は年1回の水質の定期検査を受けなければなりません。法改正により、これに違反した者に対する罰則規定が、設けられています。和歌山県知事の指定する「指定検査機関」に依頼して、水質法定検査を受けてください。

■問い合わせ／社団法人和歌山県水質保全センター有田事務所

☎52-8630

浄化槽管理講習会について

浄化槽に関しての手続きや、施工および維持管理等について、浄化槽設置者にご理解していただくものです。

■受講対象者

○平成26年度合併浄化槽設置補助金受給者(受給予定者含む)

○新規に浄化槽を設置予定されている方、新規に設置された方。

○単独浄化槽から合併浄化槽への変更を予定されている方、変更された方。

○浄化槽を既に設置されている方。

○その他浄化槽に係のある方。

■開催場所・時間

○11月28日(金) 13時30分〜

金屋文化保健センター

■受講時間

約1時間程度(受講料無料)

■持参物／本人を確認できるもの

■問い合わせ／下水道課

農業集落排水事業の使用人員変更について

農業集落排水事業(下水道)の使用人員の増減に伴う使用料金の変更について、左記理由等により使用人員が増減した場合は、有田川町下水道課へ届け出をお願いします。

■農業集落排水事業実施地区

- ① 田殿地区
- ② 徳田地区
- ③ 吉見地区
- ④ 熊井、奥地区
- ⑤ 吉原地区

■増減理由

- 死亡による人員の減員
- 出生による人員の増員
- 修学、就労に伴う転出による人員の減員
- 婚姻による人員の増員
- その他の理由に伴う転出入による人員の増減員

■使用料金等

○基本料金(1,620円) 十人数(1人当たり648円) 1ヶ月分使用料金。

○毎月23日引落し。休日の場合は翌日以降の平日。

■問い合わせ／下水道課

■公共下水道受益者負担金の納付が始まります

平成25年度に工事完了しました地区の下水道加入者(公共マス設置済みの方)は、本年6月より加入負担金の納付が始まりますので、お知らせいたします。

※詳しい事につきましては、納付対象者あてに事前送付させていただきますので、ご覧下さい。

■問い合わせ／下水道課

■問い合わせ／下水道課

■問い合わせ／下水道課

■問い合わせ／下水道課

■問い合わせ／下水道課

■問い合わせ／下水道課

■問い合わせ／下水道課